

(様式 4 - 2)

1 林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定 事業主
051616	R5. 3. 13	仙北東 森林組合	代表理事組合長 茂木 千代太郎	仙北市田沢湖小松 字外ノ山 4-1	0187- 54-1030	有

2 雇用の状況

林業現場 作業職員 (うち常用)	事務系等 職員数 (うち常用)	雇用管 理者の 選任の 有無	雇用に 関する 文書交 付の有 無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災 保険	労災 保険料 率	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金 保険	退職金 共済等
24 人 (23 人)	22 人 (22 人)	有	有	46 人	4.218% (メリット制)	46 人	46 人	44 人	41 人

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は 4 か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注 1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 30 条第 1 項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注 2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 31 条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林 作業道 作設 オペレーター	技術士	技能士	林業 技士	フォレスター (森林 総合 監理士)	ニュー グリーン マイスター	秋田県 林業技術 管理士
21 人	2 人		5 人	5 人			19 人		18 人	4 人

注 1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注 2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会認定された者のこと。

注 3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注 4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注 5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注 6 林業技士とは、(一社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注 7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格し

た者のこと。

注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修(秋田林業大学校)を修了し、秋田県の認定を受けている者。

4 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤダ	フェラー バンチャ	スキッタ	ター ヤダ	バケット付 グラップル	林内 作業車	その他
12 台		4 台	8 台					1 台		

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととすること。

5 生産量の増加又は生産性の向上

※直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

事業区分		指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする 事業年度 の見込	目標 とする 項目
				直近の 前々年	直近の 前年	直近		
生産	主伐	面積 (ha)	直営	17	21	51	30	
			請負	106	139	79	113	
			合計	123	160	130	143	
		材積 (m3)	直営	4,343	5,998	7,047	7,200	
			請負	23,678	31,192	19,534	30,000	
			合計	28,021	37,190	26,581	30,200	✓
		生産性 (m3/ 人日)	直営	7.20	7.25	6.87	7.60	
	間伐	面積 (ha)	直営	105	148	140	150	
			請負	375	259	406	450	
			合計	480	407	546	600	
		材積 (m3)	直営	11,014	8,771	8,695	12,000	
			請負	30,162	22,134	35,727	39,450	
			合計	41,176	30,905	44,422	51,450	✓
		生産性 (m3/ 人日)	直営	6.80	5.71	6.51	7.40	

造林・保育	植付	面積 (ha)	直営	24	16	29	30	
			請負	4	0	0	5	
			合計	28	16	29	35	✓
	下刈り	面積 (ha)	直営	56	8	78	80	
			請負	5	51	1	11	
			合計	61	59	79	91	
	その他	面積 (ha)	直営	31	9	17	15	
			請負	0	14	0	5	
			合計	31	23	17	20	

[事業期間]

直近の事業年度 : 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

目標とする事業年度 : 令和9年4月1日 ~ 令和10年3月31日

以下の5～11の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※その他の取組等がある場合には、()内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。(添付書類で確認できる場合は省略可。)

6 生産管理又は流通合理化等

- | | 取り組んでいる | 1年以内に
取り組む予定 | 取り組む
意向がある |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 適切な生産管理 | | | |
| 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| 作業システムの改善 | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| その他() | ☐ | ☐ | ☐ (年後) |
| (2) 原木の安定供給・流通合理化等 | | | |
| 製材工場等需要者との直接的な取引 | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| 森林所有者や工務店等との連携 | ☒ | ☐ | ☐ (年後) |
| その他() | ☐ | ☐ | ☐ (年後) |

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(1) 適切な生産管理

毎日の作業日報の確認と、作業工程表により、進捗状況管理や工程の評価や対応策を全員に指示し実行反映させている。

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

作業工程表での生産量把握と生産計画により、生産地直近への販売先の選択により流通コスト(運賃等)を削減し直送することにより、林業経営の収益性向上を図っている。また、合板材等は系統販売としスケールメリットを生かし、債務リスクも軽減している。更には、林地残材の有効活用として、木質バイオマス発電の原材料として供給している。

7 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
伐採・造林の一貫作業システムの導入	☒	☐	☐ (年後)
コンテナ苗の使用	☒	☐	☐ (年後)
低密度植栽	☒	☐	☐ (年後)
下刈りの省略	☐	☒	☐ (年後)
その他()	☐	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

一貫作業システムに取り組み、同時に低密度植栽も実施している。国有林造林事業請負ではコンテナ苗を活用した造林作業も実施。

下刈りの省略については、一貫作業造林地を対象に、苗木と草木の相対的な生育状況により今後判断する。

8 主伐後の再造林の確保

	有している	1年以内整備する予定	整備する意向がある
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	☒	☐	☐ (年後)
	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
主伐後の適切な更新	☒	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

高性能林業機械の活用と森林施業プランナーによる集約化施業による低コスト生産と、一貫作業システムやコンテナ苗植栽のノウハウを活かし、低密度植栽により再造林を実施する体制(有資格の現場責任者・技能者、林業機械保有台数、事業体認定等)が整っている。

また、主伐後の適切な更新について、スギ苗木植栽では、伐採収入から造林・保育費用を担保できる施業提案や、伐採時に地拵え作業も一貫して行うなどの低コスト作業を実施している。萌芽更新では、前生樹の伐採時期を考慮するなど適正な更新が図られるよう努めている。

9 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3 年間 以上	1 年間 以上	1 年間 未満	実績なし
素材生産の事業実績	☒	☐	☐	☐
造林・保育の事業実績	☒	☐	☐	☐

10 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等 している	1 年以内 に策定等 する予定	策定等 する意向 がある
独自の行動規範等の策定	☒	☐	☐ (年後)
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	☒	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

独自の行動規範等については、平成 30 年度に森林経営規程を設定し、主伐等の再造林等の適切な実施を
 謳い、実施している。
 また、系統においても目標を一とした規程を設定し、取り組んでいる。

11 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組ん でいる	1 年以内 に取り組 む予定	取り組む 意向が ある
(1) 雇用管理の改善			
現場作業職員の常用化	☒	☐	☐ (年後)
現場作業職員への月給制の導入	☒	☐	☐ (年後)
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☐	☐	☐ (年後)
退職金共済への加入などの福利厚生 of 充実	☒	☐	☐ (年後)
その他()	☐	☐	☐ (年後)
(2) 労働安全対策			
現場作業職員等への安全衛生教育	☒	☐	☐ (年後)
労災保険への加入(一人親方等の特別加入を含む)	☒	☐	☐ (年後)
リスクアセスメント	☒	☐	☐ (年後)
防護具の着用の徹底	☒	☐	☐ (年後)
作業現場の安全巡回	☒	☐	☐ (年後)
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☒	☐	☐ (年後)

その他() □ □ □ (年後)

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

作業員の常用化や月給制、退職金共済加入、各種資格取得、技術研鑽に取り組んでおり、労働災害防止講習会等には全て参加させている。また、安全管理士通信等の災害事例や防止対策辞令の情報提供し、災害防止に努めている。

更には、リスクアセスメントや防護具着用、現場の安全巡回を実施している他、労災保険に加え任意保険(傷害保険)の加入を実施するなど、労働安全対策を図っている。

12 コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である	☐	☒
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	☐	☒
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	☐	☒
6の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である	☐	☒
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である	☐	☒
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等		

13 常勤役員の設置(法人のみ)

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日
代表理事専務	アラキダ ケンジ 荒木田 憲治		

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

--

14 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：仙北市、大仙市、美郷町

※経営管理実施権：森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

15 その他知事が定める情報

- 地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）
 - ・（財）秋田森林整備事業協会 森林災害ボランティア登録済。山火事防止森林パトロール実施。
 - ・秋田県 山地防災情報協力員登録済。
- 表彰実績
 - ・秋田県知事表彰（林業経営）、林災防秋田県支部表彰（安全衛生管理）、農林中央金庫秋田支店表彰（組合経営）
- 指名停止処分等の状況
 - ・該当なし
- 民有林森林整備関係委託事業の実施状況等
 - ・森林経営計画樹立（管内 25 計画区 13,730.49ha）による民有林森林整備事業の実施。
- 企業への信頼性
 - ・秋田林業大学校のインターンシップ受入と講師派遣を実施している。

※実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。